

坂入船の要津也、官通に岡方、北濱、南濱等の名あり、一名武庫水門、武庫の泊、或は輪田泊ともいふ、諸國の商船こゝに泊りて、風波の平難を窺ひ、諸品を交易す、町小路の賑ひ晝夜のわいだめなく、繁花の地也、出帆の時は東南の風宜しからず、涯南百歩許にて海底に洲あり、長き事菟原郡深江浦に連る、毎年三月汐干の時は必ず見ゆる也、天長八年三月、大輪田泊を造つて、使の遷替を定とは即こゝ也、又承和三年、入唐使の船を此澳に泊るなど、古記に見へたり、平相國の時より築島成就して、今の如く水門となれり、むかしの兵庫津は、これより西北の山手にして、凡て其地までも海濱なり、町小路もなくして、多くは漁村楫取の家のみ也、諸船入津の賣買は天正以後の事なり、

造泊所

〔類聚三代格^{十六}〕太政官符

應南海山陽兩道公私船水脚停身役令輸役料事

右得讚岐國解僑諸郡司解僑進官雜物綱丁等申云、舟楫之行本自無期、占雲而發、瞻風而泊、若失一時、違以千里、而造大輪田船瀨使、舊立長例、以來役三日、風潮引船之便、盡於役所、貢進雜物之期、違於式例、望請言上由緒、被免此役者、謹請官裁者、右大臣宣、永免件役、船瀨難修、仍須二道諸國公私船水脚共停身役令輸役料、其輸法、一人日米一升五合、至有造作雇役當土、若取料乘法、并強役水脚者、罪以重科、曾不寬宥、

嘉祥二年九月三日

〔續日本紀^{三十六}〕天應元年正月庚辰、授播磨國人大初位下佐伯直諸成外從五位下、以進於造船瀨所也、

造泊使

〔類聚三代格^{十六}〕太政官符

應言上向京公私船數及勝載事